

## 滋賀県全国植樹祭推進室 Instagram 利用要領

### (目的)

第1条 この要領は、滋賀県全国植樹祭推進室が Instagram を県民等への情報伝達媒体として利用するために、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) Instagram

Facebook, Inc. がインターネットにおいて提供する情報サービスをいう。

#### (2) アカウント

個人や企業などが、Instagram サービスを利用するために取得した権利およびユーザーネームをいう。

#### (3) 公式アカウント

滋賀県全国植樹祭推進室が運用する次のアカウントをいう。

ユーザーネーム : syokujusai\_shiga

アドレス : [https://www.instagram.com/syokujusai\\_shiga/](https://www.instagram.com/syokujusai_shiga/)

### (運用管理者)

第3条 公式アカウントの運用管理は、全国植樹祭推進室長（以下、「運用管理者」という。）が行う。

2 運用管理者は、公式アカウントの適切な運用を行うため、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 公式アカウント上への情報の掲載および削除等の承認、指示

(2) ユーザー情報やパスワード等の管理

(3) 掲載情報に関する問い合わせおよび苦情等への対応

(4) その他、適切な運用を行うために必要な事項

### (投稿者)

第4条 公式アカウントへの投稿は、運用管理者が指定した職員が行う。

### (掲載情報)

第5条 公式アカウントでは次に掲げる情報を提供する。

(1) 第72回全国植樹祭の広報、情報発信に関する情報

(2) その他運用管理者が適当と認めるもの

2 滋賀県全国植樹祭推進室が別途定める「ソーシャルメディア利用ガイドライン」に基づき、適切な情報の提供に努める。

(禁止事項)

第6条 公式アカウントでは、次の各号に該当する利用者からのコメントを禁止する。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するもの
- (3) 人種、思想、信条等を差別し、または差別を助長させるもの
- (4) 本人の承諾なく個人情報を掲載する等プライバシーを侵害するもの
- (5) 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- (6) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (7) 政治または宗教の活動を目的とするもの
- (8) 虚偽や事実と異なる内容を含むもの
- (9) わいせつな表現を含むもの
- (10) 掲載記事と無関係なもの
- (11) その他、運用管理者が不適切と判断するもの

2 利用者からのコメントについて、運用管理者が前項の各号に該当すると判断した場合は、コメントの投稿者に断りなく、コメントの全部または一部を削除する。

(著作権)

第7条 公式アカウントに掲載されている写真、イラスト、音声、動画および掲載情報等の著作権は、滋賀県または正当な権利を有するものに帰属する。

(アカウント運用者の明示)

第8条 なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、公式アカウントのアドレス等を滋賀県公式ホームページ上に明示する。

(免責事項)

第9条 滋賀県は、公式アカウントに投稿された利用者からのコメントについて、一切の責任を負わない。

2 滋賀県は、コメントの投稿者間、もしくはコメントの投稿者と第三者間のトラブルによって、コメントの投稿者または第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は滋賀県全国植樹祭推進室が別に定める。

付 則

本要領は、令和2年4月7日から施行する。